

# 福岡県公報

平成25年2月19日  
第3472号

## 目次

### 告示(第226号-第235号)

- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課) …………… 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) …………… 3
- 青少年に有害な図書類の指定 (青少年課) …………… 4
- 土地改良区が行う土地改良事業の認可 (農村森林整備課) …………… 5
- 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定 (環境保全課) …………… 5
- 土地改良区の清算人の退任 (農村森林整備課) …………… 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 5
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 6
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 6
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 6
- 福岡県広報誌「グラフふくおか」の製作業務の委託に係る提案の募集 (県民情報広報課) …………… 6
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) …………… 8
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) …………… 9
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) …………… 12
- 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) …………… 14

### 選挙管理委員会

- 政治団体の設立届 (市町村支援課) …………… 17
- 政治団体の届出事項の異動届 (市町村支援課) …………… 19
- 政治団体の解散届 (市町村支援課) …………… 21
- 資金管理団体の指定届 (市町村支援課) …………… 21
- 資金管理団体の届出事項の異動届 (市町村支援課) …………… 22
- 資金管理団体の指定取消届 (市町村支援課) …………… 23

### 公安委員会

- 福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則 (警察本部生活保安課) …………… 23
- 意見募集の結果の公示 (警察本部生活保安課) …………… 46

## 告示

### 福岡県告示第226号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成25年2月19日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上烏集院谷-1	朝倉市烏集院(別紙図面1に示す区域のとおり)	土石流
上烏集院谷-2	朝倉市烏集院(別紙図面2に示す区域のとおり)	土石流
北八坂谷2-2	朝倉市宮野(別紙図面3に示す区域のとおり)	土石流
北八坂谷2-1	朝倉市宮野(別紙図面4に示す区域のとおり)	土石流
北八坂谷1	朝倉市宮野(別紙図面5に示す区域のとおり)	土石流
立野川-2	朝倉市宮野(別紙図面6に示す区域のとおり)	土石流

立野川-3	朝倉市宮野（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流
立野川-1	朝倉市宮野（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流
八坂谷2	朝倉市宮野（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流
八坂谷1	朝倉市宮野（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流
八坂川	朝倉市宮野（別紙図面11に示す区域のとおり）	土石流
八坂川左支川	朝倉市宮野（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流
山ノ下谷-1	朝倉市宮野（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流
山ノ下谷-2	朝倉市宮野、須川（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流
立野谷	朝倉市宮野（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流
向野谷	朝倉市須川（別紙図面16に示す区域のとおり）	土石流
山後谷	朝倉市須川（別紙図面17に示す区域のとおり）	土石流
赤林谷	朝倉市須川（別紙図面18に示す区域のとおり）	土石流
妙見川	朝倉市須川（別紙図面19に示す区域のとおり）	土石流
山尾坂谷	朝倉市須川（別紙図面20に示す区域のとおり）	土石流
桂川左支川	朝倉市須川（別紙図面21に示す区域のとおり）	土石流
須川	朝倉市須川（別紙図面22に示す区域のとおり）	土石流
須川谷	朝倉市須川（別紙図面23に示す区域のとおり）	土石流
長安寺谷1	朝倉市須川（別紙図面24に示す区域のとおり）	土石流
長安寺谷2	朝倉市須川（別紙図面25に示す区域のとおり）	土石流

山の神谷-1	朝倉市山田（別紙図面26に示す区域のとおり）	土石流
山の神谷-2	朝倉市山田（別紙図面27に示す区域のとおり）	土石流
山の神谷-3	朝倉市山田（別紙図面28に示す区域のとおり）	土石流
奈良ヶ谷川	朝倉市山田（別紙図面29に示す区域のとおり）	土石流
丸尾谷	朝倉市山田（別紙図面30に示す区域のとおり）	土石流
倉谷谷2	朝倉市山田（別紙図面31に示す区域のとおり）	土石流
蛇谷谷	朝倉市山田（別紙図面32に示す区域のとおり）	土石流
倉谷谷1-2	朝倉市山田（別紙図面33に示す区域のとおり）	土石流
倉谷谷1-1	朝倉市山田（別紙図面34に示す区域のとおり）	土石流
竹山口谷4	朝倉市山田（別紙図面35に示す区域のとおり）	土石流
竹山口谷5	朝倉市山田（別紙図面36に示す区域のとおり）	土石流
竹山口谷3	朝倉市山田（別紙図面37に示す区域のとおり）	土石流
竹山口谷2	朝倉市山田（別紙図面38に示す区域のとおり）	土石流
竹山口谷1	朝倉市山田（別紙図面39に示す区域のとおり）	土石流
烏集院-1	朝倉市烏集院（別紙図面40に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
烏集院-2	朝倉市烏集院（別紙図面41に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宮野-1	朝倉市宮野（別紙図面42に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宮野-2	朝倉市宮野（別紙図面43に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
宮野-3	朝倉市宮野（別紙図面44に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

八坂-1	朝倉市宮野（別紙図面45に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
八坂-2	朝倉市宮野（別紙図面46に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
八坂-3	朝倉市宮野、須川（別紙図面47に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
八坂-4	朝倉市宮野、須川（別紙図面48に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
一ノ坂	朝倉市須川（別紙図面49に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
上須川	朝倉市須川（別紙図面50に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
須川	朝倉市須川（別紙図面51に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
奈良ヶ谷(b)	朝倉市山田（別紙図面52に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊
通堂	朝倉市山田（別紙図面53に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面は省略し、その図面を朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第227号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年2月19日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
上烏集院谷-1	朝倉市烏集院（別紙図面1に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面1に記載する表のとおり
上烏集院谷-2	朝倉市烏集院（別紙図面2に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面2に記載する表のとおり

北八坂谷2-2	朝倉市宮野（別紙図面3に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面3に記載する表のとおり
北八坂谷2-1	朝倉市宮野（別紙図面4に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面4に記載する表のとおり
北八坂谷1	朝倉市宮野（別紙図面5に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面5に記載する表のとおり
立野川-2	朝倉市宮野（別紙図面6に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面6に記載する表のとおり
立野川-3	朝倉市宮野（別紙図面7に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面7に記載する表のとおり
立野川-1	朝倉市宮野（別紙図面8に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面8に記載する表のとおり
八坂谷2	朝倉市宮野（別紙図面9に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面9に記載する表のとおり
八坂谷1	朝倉市宮野（別紙図面10に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面10に記載する表のとおり
八坂川左支川	朝倉市宮野（別紙図面12に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面12に記載する表のとおり
山ノ下谷-1	朝倉市宮野（別紙図面13に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面13に記載する表のとおり
山ノ下谷-2	朝倉市宮野、須川（別紙図面14に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面14に記載する表のとおり
立野谷	朝倉市宮野（別紙図面15に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面15に記載する表のとおり
向野谷	朝倉市須川（別紙図面16に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面16に記載する表のとおり
山後谷	朝倉市須川（別紙図面17に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面17に記載する表のとおり
赤林谷	朝倉市須川（別紙図面18に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面18に記載する表のとおり
桂川左支川	朝倉市須川（別紙図面21に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面21に記載する表のとおり
須川	朝倉市須川（別紙図面22に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面22に記載する表のとおり
長安寺谷1	朝倉市須川（別紙図面24に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面24に記載する表のとおり
長安寺谷2	朝倉市須川（別紙図面25に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面25に記載する表のとおり

山の神谷-1	朝倉市山田（別紙図面26に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面26に記載する表のとおり
山の神谷-2	朝倉市山田（別紙図面27に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面27に記載する表のとおり
山の神谷-3	朝倉市山田（別紙図面28に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面28に記載する表のとおり
奈良ヶ谷川	朝倉市山田（別紙図面29に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面29に記載する表のとおり
丸尾谷	朝倉市山田（別紙図面30に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面30に記載する表のとおり
倉谷谷2	朝倉市山田（別紙図面31に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面31に記載する表のとおり
蛇谷谷	朝倉市山田（別紙図面32に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面32に記載する表のとおり
倉谷谷1-2	朝倉市山田（別紙図面33に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面33に記載する表のとおり
倉谷谷1-1	朝倉市山田（別紙図面34に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面34に記載する表のとおり
竹山口谷4	朝倉市山田（別紙図面35に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面35に記載する表のとおり
竹山口谷5	朝倉市山田（別紙図面36に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面36に記載する表のとおり
竹山口谷3	朝倉市山田（別紙図面37に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面37に記載する表のとおり
竹山口谷2	朝倉市山田（別紙図面38に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面38に記載する表のとおり
竹山口谷1	朝倉市山田（別紙図面39に示す区域のとおり）	土石流	別紙図面39に記載する表のとおり
鳥集院-1	朝倉市鳥集院（別紙図面40に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面40に記載する表のとおり
鳥集院-2	朝倉市鳥集院（別紙図面41に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面41に記載する表のとおり
宮野-1	朝倉市宮野（別紙図面42に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面42に記載する表のとおり
宮野-2	朝倉市宮野（別紙図面43に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面43に記載する表のとおり
宮野-3	朝倉市宮野（別紙図面44に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面44に記載する表のとおり

八坂-1	朝倉市宮野（別紙図面45に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面45に記載する表のとおり
八坂-2	朝倉市宮野（別紙図面46に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面46に記載する表のとおり
八坂-3	朝倉市宮野、須川（別紙図面47に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面47に記載する表のとおり
八坂-4	朝倉市宮野、須川（別紙図面48に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面48に記載する表のとおり
一ノ坂	朝倉市須川（別紙図面49に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面49に記載する表のとおり
上須川	朝倉市須川（別紙図面50に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面50に記載する表のとおり
須川	朝倉市須川（別紙図面51に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面51に記載する表のとおり
奈良ヶ谷(b)	朝倉市山田（別紙図面52に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面52に記載する表のとおり
通堂	朝倉市山田（別紙図面53に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面53に記載する表のとおり

備考 別紙図面は省略し、その図面を朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。

福岡県告示第228号

福岡県青少年健全育成条例（平成7年福岡県条例第46号）第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成25年2月19日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代3月号	雑誌15277-03	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
図書	2	実話ドキュメント3月号	雑誌05267-3	株式会社竹書房	

**福岡県告示第229号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次のように土地改良区の土地改良事業を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

平成25年2月19日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	事業名	認可年月日
糸島市前原土地改良区	農業用排水施設整備事業 (岩本地区)	平成25年2月1日
〃	農業用排水施設整備事業 (井原地区)	〃
〃	農業用排水施設整備事業 (本地区)	〃
〃	農業用排水施設整備事業 (東地区)	〃

**福岡県告示第230号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成25年2月19日

福岡県知事 小川 洋

- 指定する要措置区域  
嘉麻市牛隈字貴船坂1794番1の一部
- 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
ふっ素及びその化合物
- 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置  
規則別表第5の1の項の中欄に規定する地下水の水質の測定

**福岡県告示第231号**

解散した清算法人嘉穂土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成25年2月19日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
実藤 重徳	嘉麻市中益354番地
縄田 颯一	〃 馬見596番地
大塚 國光	〃 宮吉166番地
野見山輝久	〃 中益155番地
武田 重富	〃 大隈367番地
武田 凜	〃 〃 252番地
田中 義之	〃 椎木307番地1
岩下 敏行	〃 〃 100番地
瀧下 泰幸	〃 屏55番地4
榎井 英雄	〃 〃 1456番地
縄田 忠實	〃 馬見581番地
鎌田 寅雄	〃 〃 157番地
熊本富美男	〃 上88番地
實岡 耕一	〃 宮吉127番地
小路 太吉	〃 小野谷791番地
櫛 司	〃 桑野4246番地
大里 修二	〃 〃 3199番地
大里 健次	〃 〃 3185番地
梅根徳次郎	〃 〃 2106番地

**福岡県告示第232号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年2月19日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ゆめタウン遠賀

(2) 所在地 福岡県遠賀郡遠賀町松の本一丁目1番1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

変更後の状態において、地域住民及び小売業からの意見等は寄せられておらず、適正な配慮がなされているものと判断いたします。

福岡県告示第233号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年2月19日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 BOOKOFF PLUS福岡前原

(2) 所在地 福岡県糸島市前原東二丁目1番1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

特になし

福岡県告示第234号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年2月19日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称)ドラッグコスモス新宮店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡新宮町沖田地区区画整理事業16街区ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

福岡県告示第235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年2月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年2月19日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	442号	八女市矢部村矢部490番1先から 八女市矢部村矢部398番1先まで

公 告

公告

次のとおり福岡県広報誌「グラフふくおか」の製作業務の委託に係る提案を募集しま

す。

平成25年2月19日

福岡県知事 小川 洋

### 1 提案の内容

福岡県広報誌「グラフふくおか」の製作業務の委託に係る提案（詳細は、提案説明書によるほか、説明会を開催する。）

### 2 参加条件

提案競争に参加できる者は、以下に掲げる条件を全て満たしている者とする。

- (1) 「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）のうち、業種区分が03-02（活版印刷）又は13-06（広告宣伝）で、「AA」又は「A」の等級に格付されているものであること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止）期間中でない者であること。
- (4) 質の高い誌面が作成できること。
- (5) 年間を通して確実な履行が見込めること。
- (6) 県内の地域事情に精通していること。
- (7) 常に連絡が取れ、必要な都度面談できるスタッフを配置できること。
- (8) 提案書を作成したスタッフが本製作業務に当たることができること。
- (9) 過去5年間にカラーページを含む、月刊誌、隔月誌又は季刊誌を継続して発行したことがあること。

### 3 手続等

- (1) 事務を担当する部局の場所及び名称  
福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県総務部県民情報広報課広報係

電話番号 092-643-3102

### (2) 提案説明書の交付

#### ア 期間

平成25年2月19日（火）から平成25年3月4日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

#### イ 場所

(1)の部局とする。

#### ウ 方法

無料で直接交付する。

### (3) 提案参加申込み

#### ア 申込書

提案説明書に添付されている様式を用いること。

#### イ 提出期限

平成25年3月4日（月）午後5時00分

#### ウ 提出場所

(1)の部局とする。

#### エ 提出方法

必ず持参すること（ただし、県の休日には受領しない。）。

### (4) 説明会の開催

#### ア 日時

平成25年3月5日（火）午後1時30分から

#### イ 場所

福岡県庁 行政15号会議室（地下1階）  
福岡市博多区東公園7番7号

### (5) 提案書等の提出

#### ア 期限

平成25年3月19日（火）午後5時00分

#### イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法  
必ず持参すること（ただし、県の休日には受領しない。）。

エ 提案書等の審査  
提案書等の内容についてヒアリングを実施し、「平成25年度福岡県広報誌『グラフふくおか』製作業務委託先選定委員会」で審査する。

### 公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成25年2月19日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 調達をする物品等又は特定役務の種類

車両用四輪タイヤ単価契約

男性警察官用夏服上衣（長袖）ほか単価契約

IC免許証作成システム消耗品単価契約

#### 2 競争入札参加者の資格

##### (1) 競争入札に参加できない者

ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの

エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 障害者雇用状況

キ 子育て応援宣言登録

#### 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

##### (1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 役員名簿

ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ I S O 9000シリーズ及び I S O 14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し

チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション

イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成25年3月12日（火曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

## 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年2月19日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

(1) 調達物品の名称

車両用四輪タイヤ単価契約

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成26年3月31日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約

の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月4日福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

### 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

#### (1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

#### (2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

#### (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

### 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成25年4月2日（火）現在において、次の条件を満たすこと。

#### (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
06	01	自動車	AA又は同規模の実績を持つA（履行証明書を提出すること）
06	02	オートバイ、自転車	

#### (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

#### (3) 契約後すみやかにメーカーの発行する各品目ごとの品質証明書を提出できること。

#### (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再

生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

#### (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

### 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2590

### 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

### 7 入札説明書の交付

#### (1) 期間等

平成25年2月19日（火）から平成25年4月1日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで

#### (2) 場所

5の部局とする。

### 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 入札書の提出場所及び受領期限

#### (1) 提出場所

5の部局とする。

#### (2) 受領期限

平成25年4月2日（火）午後5時45分

#### (3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

### 10 開札の場所及び日時

#### (1) 場所

福岡県警察本部入札室

## (2) 日時

平成25年4月3日(水)午前10時00分

## 11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

## 12 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

各見積単価(税込み)に発注予定数を乗じた金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(各見積単価(税込み)に発注予定数を乗じた金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

## (2) 契約保証金

契約単価に発注予定数を乗じた金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約単価に発注予定数を乗じた金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

## (1) 金額の記載がない入札

## (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

## (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

## (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

## (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

## (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

## (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

## (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 14 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 15 その他

(1) 契約書の作成を要する。

(2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3) 調達手続の停止等

特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。

(5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) General descriptions of the contracts that are going to be bid for A contract for tires that are (going) to be used for four-wheel motor vehicles by per-piece cost
- (2) Delivery place : Fukuoka Prefectural Police Headquarters
- (3) Time Limit of Tender : 5 : 45 PM on April 2, 2013
- (4) Unit/ Section in charge of the notice : Supply Unit, Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7-7, Higashi-koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan  
TEL 092-641-4141 (Ext. 2590)

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年2月19日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称 (1件)
  - 男性警察官用夏服上衣 (長袖) 単価契約
  - 男性警察官用夏服上衣 (半袖) 単価契約
  - 女性警察官用夏服上衣 (長袖) 単価契約
  - 女性警察官用夏服上衣 (半袖) 単価契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成26年3月31日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部総務部装備課及び契約担当者が指定する場所

2 入札参加資格 (地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格 (平成22年1月4日福岡県告示第17号)」に定める資格を得ている者 (競争入札参加資格者名簿 (物品) 登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション (福岡県庁地下総合売店)  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円 (消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。)

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班  
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

4 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成25年4月2日 (火) 現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
11	01	繊維	AA又は同規模の実績を持つA (履行証明書を提出すること)
12	01	百貨	

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称  
福岡県警察本部総務部会計課  
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号  
電話番号 092-641-4141 内線2590
- 6 契約条項を示す場所  
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
- (1) 期間等  
平成25年2月19日（火）から平成24年4月1日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで
- (2) 場所  
5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所及び受領期限
- (1) 提出場所  
5の部局とする。
- (2) 受領期限  
平成25年4月2日（火）午後5時45分
- (3) 提出方法  
直接又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所  
福岡県警察本部地下1階北側入札室

- (2) 日時  
平成25年4月3日（水）午前10時30分
- 11 落札者がいない場合の措置  
開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人のすべて立ち会っており、そのすべてが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては、別に定める日時、場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合  
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合
- (2) 契約保証金  
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。  
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約単価に発注予定数を乗じた金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合  
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面を提出する場合
- 13 入札の無効  
次の入札は無効とする。  
なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。
- (1) 金額の記載がない入札

- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

#### 14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

#### 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等  
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

- (1) Articles and Quantity  
Summer long-sleeved shirts, part of uniform, for male police officers : Estimated

yearly total 2,000 items.

Summer short-sleeved shirts, part of uniform, for male police officers :  
Estimated yearly total 2,000 items.

Summer long-sleeved shirts, part of uniform, for female police officers :  
Estimated yearly total 150 items.

Summer short-sleeved shirts, part of uniform, for female police officers :  
Estimated yearly total 150 items.

(2) Time Limit of Tender : 5 : 45 PM on April 2, 2013

(3) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police  
Headquarters 7-7, Higashi-koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan  
TEL 092-641-4141 (Ext. 2590)

#### 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年2月19日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 調達内容

- (1) 調達物品の名称  
IC免許証作成システム消耗品単価契約
- (2) 調達物品の特質等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
契約締結日から平成26年3月31日までの間
- (4) 納入場所  
福岡県警察本部交通部運転免許試験課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月4日福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

### 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

#### (1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

#### (2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

#### (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

### 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成25年4月2日（火）現在において、次の条件を満たすこと。

#### (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
不問	不問	不問	AA

#### (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

#### (3) 契約後すみやかにメーカーの発行する各品目ごとの品質証明書を提出できること

#### (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再

生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者  
 (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

### 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2590

### 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

### 7 入札説明書の交付

#### (1) 期間等

平成24年2月19日（火）から平成24年4月1日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで

#### (2) 場所

5の部局とする。

### 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### 9 入札書の提出場所及び受領期限

#### (1) 提出場所

5の部局とする。

#### (2) 受領期限

平成25年4月2日（火）午後5時45分

#### (3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

### 10 開札の場所及び日時

#### (1) 場所

福岡県警察本部入札室

## (2) 日時

平成25年4月3日(水)午前11時00分

## 11 落札者がない場合の措置

開札をした場合において落札者がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

## 12 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積単価(消費税及び地方消費税5%を含む)に各発注予定数を乗じた金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積単価(消費税及び地方消費税5%を含む)に各発注予定数を乗じた金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合。

## (2) 契約保証金

契約単価に調達物品の各発注予定数を乗じた金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約単価に各発注予定数を乗じた金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合。

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等  
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。

(5) その他詳細は入札説明書による。

#### 16 Summary

##### (1) Articles and Quantity

Unit-Price Contract for Consumable/Expendable Supplies/Parts that are used for the IC Card Driver's License Production System

##### (2) Time Limit of Tender

5:45 PM on April 2, 2013

##### (3) Section where to inquire about this Notice of Tender

Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police  
Headquartes

7-7, Higashi-koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan

TEL 092-641-4141 (Ext. 2590)

## 選挙管理委員会

### 福岡県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年2月19日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

受付期間 平成24年11月1日～11月30日

#### (1) 政党の支部

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	一以上の市区町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
みんなの党北九州市議会第2支部	佐藤 栄作	佐藤 まゆみ	北九州市小倉北区大島3-3-8	○	平成24年11月20日

(1 団体)

(ロ) 法19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	公職の種類	一以上の市区町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
日本維新の会衆議院福岡県第2支部	頭山 晋太郎	頭山 晋太郎	福岡市中央区大名2-10-1 シャンボール大名A-105	衆議院議員	○	平成24年11月27日
日本維新の会衆議院福岡県第4選挙区支部	河野 正美	沼田 悟	古賀市川原989-2	衆議院議員	○	平成24年11月26日
日本維新の会福岡県第9区支部	荒木 学	荒木 信隆	北九州市八幡西区友田1-2-34	衆議院議員	○	平成24年11月26日
日本維新の会福岡県第11区支部	堀 大助	倉光 史郎	行橋市行事4-19-8	衆議院議員	○	平成24年11月27日
日本維新の会衆議院福岡県第5区支部	吉田 俊之	永吉 俊彦	筑紫野市美しが丘南2-2-6	衆議院議員	○	平成24年11月28日

民主党福岡県第4総支部	野田 国義	田邊 一城	古賀市中央1-6-41 山仲ビル203	衆議院議員	○	平成24年11月15日
みんなの党福岡県第7区支部	古賀 輝生	古賀 智子	大牟田市桜町3-7	衆議院議員	○	平成24年11月22日
国民の生活が第一福岡県第2区総支部	小谷 学	小谷 学	福岡市中央区大名2-4-38 チサンマンション天神Ⅲ1115	衆議院議員	○	平成24年11月20日

(8団体)

## (2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

## (イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
伊藤メディアリテラシー研究所	伊藤 侑	伊藤 侑	北九州市小倉北区中井3-3-16	平成24年11月12日
江口学後援会	河野 一弘	矢田 正剛	大牟田市笹林町1-1-9	平成24年11月22日
熊本しおみ後援会	熊本 潮美	熊本 巧	北九州市小倉南区長行西5-10-10	平成24年11月7日
幸福実現党柳川後援会	宮川 勝明	右田 幸枝	柳川市間1214-5	平成24年11月22日
国家問題研究所	犬丸 勝子	太田 恵美子	福岡市東区箱崎2-42-1	平成24年11月15日
自分が政治する党	犬丸 勝子	太田 恵美子	福岡市東区箱崎2-42-1	平成24年11月15日
福岡維新の会	富永 周行	岸上 幸治郎	福岡市南区高宮2-4-6-204号	平成24年11月16日
安河内いさおみ後援会	安河内 勇臣	宮内 利助	糟屋郡粕屋町大字酒殿1316-2	平成24年11月6日
横大路のぶゆき後援会	横大路 順之	三上 伸充	福津市中央6-19-22	平成24年11月20日

(9団体)

## (ロ) 法19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
古賀てるお後援会	古賀 輝生	古賀 智子	大牟田市桜町3-7	衆議院議員	平成24年11月22日
たにせ綾子後援会	谷瀬 綾子	富原 茂昭	田川市中央町3-65社会文化会館内	衆議院議員	平成24年11月29日
藤丸至誠会	藤丸 敏	黒田 益信	大牟田市有明町2-1-16	衆議院議員	平成24年11月12日

(3団体)

## (ハ) 法19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日
古賀てるお後援会	古賀 輝生	古賀 智子	大牟田市桜町3-7	古賀 輝生	衆議院議員	平成24年11月22日

たにせ綾子後援会	谷瀬 綾子	富原 茂昭	田川市中央町3-65社会文化会館内	谷瀬 綾子	衆議院議員	平成24年11月29日
藤丸至誠会	藤丸 敏	黒田 益信	大牟田市有明町2-1-16	藤丸 敏	衆議院議員	平成24年11月12日
みかん箱の会	伊藤 侑	伊藤 侑	北九州市小倉北区中井3-3-16	西川 京子	衆議院議員	平成24年11月12日
吉田としゆきを応援する会	岸川 弘文	永吉 俊彦	筑紫野市美しが丘南2-2-6	吉田 俊之	衆議院議員	平成24年11月28日

(5団体)

**福岡県選挙管理委員会告示第10号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す

受付期間 平成24年11月1日～11月30日

## (1) 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
自由民主党若松支部	代表者	本田 茂夫	中野 久實	平成24年11月1日	平成24年11月6日
太陽の党福岡県第四選挙区支部	政治団体の名称	太陽の党福岡県第四選挙区支部	たちあがれ日本福岡県第四選挙区支部	平成24年11月13日	平成24年11月16日
	代表者	河野 裕子	河野 正美	平成24年11月22日	平成24年11月26日
	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体		
	公職の種類		衆議院議員		
民主党福岡県第4総支部	代表者	岸本 善成	野田 国義	平成24年11月25日	平成24年11月27日

(3団体)

## (2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
井上秀作後援会	主たる事務所の所在地	北九州市小倉南区徳力4-19-27	北九州市小倉南区山手2-12-5	平成24年11月7日	平成24年11月13日
井本くにひこ後援会	代表者	不老 安正	米井 潤	平成24年11月1日	平成24年11月5日

る。

平成25年2月19日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

香月耕治後援会	主たる事務所の所在地	北九州市八幡西区大字笹田917-1	北九州市八幡西区大字笹田916-1	平成24年11月1日	平成24年11月5日
	会計責任者	花井 英敏	近藤 一利		
金子けんじ後援会	代表者	竹下 敏郎	梅崎 暁子	平成24年11月29日	平成24年11月30日
きしもと善成後援会	主たる事務所の所在地	糟屋郡篠栗町和田720-1	春日市天神山3-11-103	平成24年11月21日	平成24年11月21日
	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体		
	公職の種類	衆議院議員			
こくぶ孝徳後援会	主たる事務所の所在地	福岡市南区野間1-17-17-402	福岡市城南区七隈4-20の23 N OBLE201	平成23年5月31日	平成24年11月20日
佐々木けんご後援会	主たる事務所の所在地	北九州市八幡西区香月中央2-6-24	北九州市八幡西区香月西3丁目8-8	平成24年11月15日	平成24年11月21日
新日鉄住金化学労働組合政策実現を推進する会	政治団体の名称	新日鉄住金化学労働組合政策実現を推進する会	新日鐵化学労働組合政治活動委員会	平成24年11月1日	平成24年11月5日
	会計責任者	笹田 健太	山村 堅志		
税理士による松本龍後援会	代表者	上妻 克彦	永村 和夫	平成24年11月26日	平成24年11月26日
高木のりお後援会	主たる事務所の所在地	うきは市浮羽町朝田842-8	うきは市浮羽町朝田596-2	平成24年7月15日	平成24年11月26日
筑後商工連盟	主たる事務所の所在地	筑後市大字津島488	筑後市大字和泉118-1	平成24年11月26日	平成24年11月28日
	会計責任者	江口 健治	檀 高好	平成24年11月22日	
福岡県木材産業政治連盟	会計責任者	土師 淳志	太田 和夫	平成24年4月1日	平成24年11月7日
みなとから戸畑を変える会	主たる事務所の所在地	北九州市戸畑区千防2-6-30	北九州市戸畑区新池1-5-1-502	平成24年11月19日	平成24年11月19日
	会計責任者	湊 慎二	湊 繁子		
三宅まゆみを支援する会	主たる事務所の所在地	北九州市若松区和田町15-35	北九州市若松区本町3-11-1-1406	平成24年11月1日	平成24年11月6日

(15 団体)

(3) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）の支部

政治団体の名称	異動事項	内容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		

福岡県農政連北九州支部	政治団体の名称	福岡県農政連北九州支部	福岡県農政連遠賀郡支部	平成24年11月1日	平成24年11月5日
	主たる事務所の所在地	北九州市八幡西区穴生1-8-2 (北九州農業協同組合本店内)	遠賀郡岡垣町糠塚354北九州農業協同組合遠賀生産センター内		
	会計責任者	三原 高志	小河 剛		

(1団体)

**福岡県選挙管理委員会告示第11号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成25年2月19日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成24年11月1日～11月30日

(政党の支部)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
国民新党憲友会福岡県支部	平成24年11月16日	平成24年11月24日

(1団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
大田次男後援会	平成24年11月24日	平成24年11月29日
久留米党	平成24年11月15日	平成24年11月28日
篠崎寅喜後援会	平成24年11月14日	平成24年11月14日
拓洋会	平成24年10月31日	平成24年11月6日
田中時宗後援会	平成24年11月1日	平成24年11月7日
田中時宗を励ます会	平成24年11月1日	平成24年11月7日
花田としかず後援会	平成24年9月30日	平成24年11月21日
まつもと昌治後援会	平成24年11月19日	平成24年11月20日
むたとしかず後援会	平成24年11月6日	平成24年11月6日

(9団体)

**福岡県選挙管理委員会告示第12号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の

候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年2月19日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成24年11月1日～11月30日

資金管理団体指定の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
熊本 潮美	北九州市議会議員	熊本しおみ後援会	北九州市小倉南区長行西5-10-10	熊本 潮美	平成24年11月7日	平成24年11月7日
古賀 輝生	衆議院議員	古賀てるお後援会	大牟田市桜町3-7	古賀 輝生	平成24年11月21日	平成24年11月22日
谷瀬 綾子	衆議院議員	たにせ綾子後援会	田川市中央町3-65社会文化会館内	谷瀬 綾子	平成24年11月22日	平成24年11月29日
藤丸 敏	衆議院議員	藤丸至誠会	大牟田市有明町2-1-16	藤丸 敏	平成24年11月11日	平成24年11月12日
安河内 勇臣	粕屋町議会議員	安河内いさおみ後援会	糟屋郡粕屋町大字酒殿1316-2	安河内 勇臣	平成24年11月6日	平成24年11月6日

(5団体)

**福岡県選挙管理委員会告示第13号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する

平成25年2月19日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成24年11月1日～11月30日

資金管理団体届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
井上 秀作	北九州市議会議員	井上秀作後援会	主たる事務所の所在地	北九州市小倉南区徳力4-19-27	北九州市小倉南区山手2-12-5	平成24年11月7日	平成24年11月13日
香月 耕治	北九州市議会議員	香月耕治後援会	主たる事務所の所在地	北九州市八幡西区大字笹田917-1	北九州市八幡西区大字笹田916-1	平成24年11月1日	平成24年11月5日
岸本 善成	衆議院議員	きしもと善成後援会	公職の種類	衆議院議員	福岡県議会議員	平成24年11月21日	平成24年11月21日
			主たる事務所の所在地	糟屋郡篠栗町和田720-1	春日市天神山3-11-103		
国分 孝徳	福岡市議会議員	こくぶ孝徳後援会	主たる事務所の所在地	福岡市南区野間1-17-17-402	福岡市城南区七隈4-20-23 NOBLE201	平成23年5月31日	平成24年11月20日
佐々木 健五	北九州市議会議員	佐々木けんご後援会	主たる事務所の所在地	北九州市八幡西区香月中央2-6-24	北九州市八幡西区香月西3丁目8-8	平成24年11月15日	平成24年11月21日

高木 典雄	うきは市長	高木のりお後援会	主たる事務所の所在地	うきは市浮羽町朝田842-8	うきは市浮羽町朝田596-2	平成24年7月15日	平成24年11月26日
野村 まゆみ	北九州市議会議員	三宅まゆみを支援する会	主たる事務所の所在地	北九州市若松区和田町15-35	北九州市若松区本町3-11-1-1406	平成24年11月1日	平成24年11月6日
湊 孝典	北九州市議会議員	みなとから戸畑を変える会	主たる事務所の所在地	北九州市戸畑区千防2-6-30	北九州市戸畑区新池1-5-1-502	平成24年11月19日	平成24年11月19日
森 遵	大牟田市長	森じゅん後援会	公職の種類	大牟田市長	大牟田市議会議員	平成23年6月1日	平成24年11月1日

(9団体)

**福岡県選挙管理委員会告示第14号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指定取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年2月19日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

受付期間 平成24年11月1日～11月30日

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
田中 時宗	宗像市議会議員	田中時宗を励ます会	田中 時宗	平成24年11月1日	平成24年11月7日
花田 利和	宗像市議会議員	花田としかず後援会	花田 利和	平成24年9月30日	平成24年11月21日
松本 昌治	筑前町議会議員	まつもと昌治後援会	松本 昌治	平成24年11月19日	平成24年11月20日

(3団体)

**公安委員会****福岡県公安委員会規則第1号**

福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則を制定し、ここに公布する。

平成25年2月19日

福岡県公安委員会

福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福岡県風俗案内業の規制に関する条例（平成24年福岡県条例第69

号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(風俗案内業の開始の届出)

第2条 条例第3条第1項の届出書（以下「風俗案内業開始届出書」という。）の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 風俗案内業開始届出書は、当該風俗案内業を開始しようとする日の10日前までに提出しなければならない。

3 条例第3条第1項第5号の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 個人にあっては、生年月日

(2) 法人にあっては、代表者の住所及び生年月日並びに役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。第4条第1号オの(イ)において同じ。

)の氏名、住所及び生年月日

(3) 風俗案内業を開始しようとする年月日

(4) 管理者の生年月日

(風俗案内業の廃止等の届出)

第3条 条例第3条第2項の届出書の様式は、風俗案内業を廃止した場合の届出に係る届出書（以下「廃止届出書」という。）にあっては様式第2号のとおりとし、同条第1項各号に掲げる事項に変更があった場合の届出に係る届出書（以下「変更届出書」という。）にあっては様式第3号のとおりとする。

2 廃止届出書又は変更届出書は、当該風俗案内業の廃止又は変更の日から10日以内に提出しなければならない。

(風俗案内業開始届出書及び変更届出書の添付書類)

第4条 条例第3条第3項の公安委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

(1) 風俗案内業開始届出書 次に掲げる書類

ア 風俗案内所の使用について権原を有することを疎明する書類

イ 風俗案内所の平面図及び風俗案内所の周囲の略図

ウ 風俗案内の方法等を記載した風俗案内方法等確認書（様式第4号）

エ 風俗案内業を行おうとする者が個人である場合は、次に掲げる書類

(ア) 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されているものに限る。）

(イ) 条例第4条第1号から第7号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(ウ) 成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）及び民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により

被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村（特別区を含む。）の長の証明書

(エ) 青少年でない未成年者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。）で風俗案内業に関し法定代理人の許可を受けているものにおいて、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名）を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面

オ 風俗案内業を行おうとする者が法人である場合は、次に掲げる書類

(ア) 定款及び登記事項証明書

(イ) 役員及び相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し役員と同等以上の支配力を有するものと認められる者（ウにおいて「役員等」という。）に係るエの(ア)及び(ウ)に掲げる書類

(ウ) 役員等に係る条例第4条第1号から第6号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

カ 管理者に係る次に掲げる書類

(ア) 条例第14条第4項に規定する業務を誠実に行うことを誓約する書面

(イ) エの(ア)及び(ウ)に掲げる書類

(ウ) 条例第14条第3項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(2) 変更届出書 前号に掲げる書類のうち、変更があった事項に係る書類（風俗案内業開始届出書等の提出）

第5条 福岡県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に風俗案内業開始届出書、廃止届出書又は変更届出書を提出する場合は、当該風俗案内業開始届出書、廃止届出書又は変更届出書に係る風俗案内所の所在地を管轄する警察署長を経由して、1通の風俗案内業開始届出書、廃止届出書又は変更届出書を提出しなければならない。

2 公安委員会に対して同時に2以上の風俗案内所について廃止届出書又は変更届出書を提出する場合は、前項の規定にかかわらず、それらの風俗案内所のうちいずれか1の風俗案内所の所在地を管轄する警察署長を経由して提出すれば足りる。

3 前項の規定により2以上の風俗案内所のうちいずれか1の風俗案内所の所在地を管轄する警察署長を経由して変更届出書を提出する場合又は1の警察署の管轄区域内にある2以上の風俗案内所について同時に風俗案内業開始届出書若しくは変更届出書を提出する場合において、当該風俗案内業開始届出書又は変更届出書に添付しなければならないこととされる書類のうち同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、1部を当該風俗案内業開始届出書又は変更届出書のいずれか1通に添付するものとする。

(従業者名簿)

第6条 風俗案内業者は、その従業者が退職した日から起算して3年を経過する日まで、その者に係る従業者名簿(条例第8条に規定する従業者名簿をいう。第3項及び第8条第1号において同じ。)を備えておかなければならない。

2 条例第8条の公安委員会規則で定める事項は、性別、生年月日、採用年月日、退職年月日及び従事する業務の内容とする。

3 条例第8条に規定する事項が、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。第8条第2号及び第9条第3項において同じ。)により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができる場合は、当該記録(第8条第2号において「電磁的名簿」という。)をもって従業者名簿に代えることができる。

(生年月日の確認の方法)

第7条 条例第9条第1項の公安委員会規則で定める方法は、風俗案内業に係る業務に従事させようとする者から次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類の提示を受けて、生年月日を確認する方法とする。

(1) 日本国籍を有する者 次のいずれかに該当する書類

ア 住民票の写し又は住民票の記載事項証明書(住民基本台帳法第7条第2号に掲げる事項が記載されているものに限る。)

イ 戸籍の謄本、抄本、全部事項証明書又は個人事項証明書

ウ 旅券法(昭和26年法律第267号)第2条第2号の一般旅券

エ 道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項の運転免許証

オ アからエまでに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類

その他これに類するもので、当該者の生年月日の記載のあるもの

(2) 日本国籍を有しない者(次号及び第4号に掲げる者を除く。) 次のいずれかに該当する書類

ア 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号の旅券

イ 出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード

(3) 出入国管理及び難民認定法第19条第2項の規定による許可がある者 次のいずれかに該当する書類

ア 前号アに掲げる書類(出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号)第19条第4項の証印がされているものに限る。)

イ 前号アに掲げる書類(出入国管理及び難民認定法施行規則第19条第4項の証印がされていないものに限る。)及び同項に規定する資格外活動許可書又は同令第19条の4第1項に規定する就労資格証明書

ウ 前号イに掲げる書類

(4) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者 同法第7条第1項に規定する特別永住者証明書

(生年月日の確認の記録)

第8条 条例第9条第2項の記録の作成及び保存は、次のいずれかの方法により行わなければならない。この場合において、当該記録は、当該従業者が退職した日から起算して3年を経過する日まで保存しなければならない。

(1) 条例第9条第1項の規定による確認をした従業者ごとに、当該確認をした年月日を当該従業者に係る従業者名簿に記載し、かつ、当該確認に用いた書類の写しを当該従業者名簿に添付して保存する方法

(2) 前号に規定する従業者ごとに、条例第9条第1項の規定による確認をした年月日を当該従業者に係る電磁的名簿に記録し、かつ、当該確認に用いた書類の写し又は当該書類に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的方法による記録を当該従業者に係る電磁的名簿の内容と照合できるようにして保存する方法

(許可の確認等)

第9条 風俗案内業者は、条例第10条第1項の規定による確認（次項において「確認」という。）の対象となる接待風俗営業又は性風俗特殊営業（次項において「対象営業」という。）に係る風俗案内を行わないこととした場合は、その日から起算して3年を経過する日まで、当該風俗案内に係る風俗営業等確認簿（同条第2項に規定する風俗営業等確認簿をいう。第3項において同じ。）を備えておかなければならない。

2 条例第10条第2項の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 確認をした年月日
- (2) 対象営業の営業所の所在地
- (3) 対象営業を営む者が個人である場合は、住所
- (4) 対象営業を営む者が法人である場合は、名称、住所及び代表者の氏名
- (5) 対象営業における当該確認に係る業務を担当した者の氏名
- (6) 対象営業の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第5条第2項の許可証の番号、同法第7条第1項、第7条の2第1項若しくは第7条の3第1項の承認に係る公安委員会が交付した書面の番号又は同法第27条第4項の書面の番号
- (7) 対象営業に係る風俗案内を開始した年月日及びその風俗案内を終了した年月日

3 条例第10条第2項に規定する事項が、電磁的方法により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるときは、当該記録をもって風俗営業等確認簿に代えることができる。

（青少年の利用禁止の表示）

第10条 条例第11条の規定による表示は、同条の規定により表示すべき事項に係る文言を表示した書面その他の物を公衆に見やすいように掲げることにより行うものとする。

（騒音の数値等）

第11条 条例第12条第3号の公安委員会規則で定める数値は、別表の左欄に掲げる地域ごとに同表の右欄に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ同欄に定める数値とする。

2 騒音の測定方法は、風俗案内所の境界線の外側で測定可能な直近の位置について、計量法（平成4年法律第51号）第71条の条件に合格した騒音計を用いて行う日本工業規格Z8731に定める騒音レベルの測定方法とする。この場合において、聴感覚補正回

路はA特性を、動特性は速い動特性を用いることとし、騒音レベルは、5秒以内の一定時間間隔及び50個以上の測定値の5パーセント時間率騒音レベルとする。

（表示等を禁止する図画、写真その他の物品等に関する基準）

第12条 条例第12条第4号の公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 性交、性交類似行為又は自慰行為を表すもの
- (2) 性器、肛門又は乳首を表すもの
- (3) 全裸若しくは半裸の人、下着が見える人又は衣服等が透けた人の姿態又は状態を表すもの
- (4) 下着を着用していない人の状態を表すもの
- (5) 人の陰部、胸部又は臀部を強調して表すもの
- (6) 性具その他の性的な行為の用に供する物品を表すもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、卑わいな表現であるもの

（指示）

第13条 条例第15条の指示は、指示書（様式第5号）を送達して行うものとする。

（風俗案内業の停止等）

第14条 条例第16条第1項の規定による風俗案内業の停止の命令は、事業停止命令書（様式第6号）を送達して行うものとする。

2 条例第16条第2項の規定による風俗案内業の廃止の命令は、事業廃止命令書（様式第7号）を送達して行うものとする。

（調査）

第15条 公安委員会は、条例第18条第1項の規定により報告又は資料の提出を求める場合は、報告・資料提出要求書（様式第8号）を送達して行うものとする。

2 公安委員会は、前項に規定する場合において口頭による報告を求めることが適当であると認めるときは、当該口頭による報告を求めることができる。

3 条例第18条第1項の規定により報告又は資料の提出を求められた者（第5項及び第17条において「当事者」という。）は、前項に規定する場合で資料の提出を行わないときを除き、公安委員会に対し、報告・資料提出書（様式第9号）を提出するものとする。

4 公安委員会は、第1項の規定による求めについては、報告・資料提出書の提出期限の日又は口頭による報告期日までに相当な期間をおいて行うものとする。

5 公安委員会は、当事者が提出期限までに報告・資料提出書の提出をせず、又は口頭による報告期日に出頭しない場合は、報告又は資料の提出を拒んだものとして取り扱う。

(口頭による報告の聴取)

第16条 公安委員会は、前条第2項の規定により口頭による報告を求めた場合は、警察本部長が別に指定する警察職員に当該口頭による報告を聴取させることができる。

2 前条第2項の規定により口頭による報告を求められた者は、病気その他やむを得ない理由がある場合は、公安委員会に対し、報告日時等変更申出書(様式第10号)により口頭による報告の日時又は場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による報告の日時又は場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により報告の日時若しくは場所の変更をした場合、又は第2項の規定による申出を受けた場合で報告の日時及び場所の変更をしなかったときは、速やかにその旨を報告日時等決定通知書(様式第11号)を送達して口頭による報告を求めた者に通知しなければならない。

(代理人の選任)

第17条 当事者は、代理人を選任することができる。

2 代理人は、各自、当事者のために、報告若しくは資料の提出に関する一切の行為をすることができる。

3 当事者は、代理人の資格について、代理人選任届出書(様式第12号)を公安委員会に提出して証明しなければならない。

4 当事者は、第1項の規定により選任した代理人がその資格を失った場合は、代理人資格喪失届出書(様式第13号)によりその旨を公安委員会に届け出なければならない。

(証明書の様式)

第18条 条例第18条第3項の証明書の様式は、様式第14号のとおりとする。

(書類の送達)

第19条 公安委員会がこの規則の規定により送達する書類は、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(次条において「信書便」という。)による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所に送達するものとする。

(郵便又は信書便による送達)

第20条 公安委員会は、郵便により前条に規定する書類を発送する場合において必要があると認めるときは、特殊取扱いによる郵便により行うものとする。

2 公安委員会は、信書便により前条に規定する書類を発送する場合において必要があると認めるときは、信書便の役務のうち特殊取扱いによる郵便に準ずるものにより行うものとする。

3 公安委員会は、郵便又は信書便により前条に規定する書類を発送した場合は、その書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名、宛先、郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物の送達の方法及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成しておくものとする。

(交付送達)

第21条 交付送達は、警察職員が、第19条の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に、受領確認書(様式第15号)と引換えに書類を交付して行うものとする。ただし、その者に異議がない場合は、その他の場所において交付することができる。

2 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、前項の警察職員は、交付送達を、同項の規定による交付に代え、それぞれ当該各号に定める行為により行うことができる。

(1) 送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に会わない場合 その使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまえのあるものに、受領確認書と引換えにその書類を交付すること。

(2) 書類の送達を受けるべき者その他前号に規定する者が送達すべき場所にいない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受領を拒んだ場合 送達すべき場所にその書類を差し置くこと。

3 前条第3項の規定は、前2項の規定により交付送達をした場合について準用する。  
この場合において、同条第3項中「宛先、郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物の送達の方法及び発送の」とあるのは、「その書類を交付し、又は差し置いた場所、交付送達の方法及びその書類を交付し又は差し置いた」と読み替えるものとする。

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

地 域	数 値		
	昼間（日出時から日没時まで）	夜間（日没時から翌日の午前0時まで）	深夜（午前0時から日出時まで）
1 条例第7条第1項第1号に掲げる地域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
2 商業地域	65デシベル	60デシベル	55デシベル
3 1及び2に掲げる地域以外の地域	60デシベル	55デシベル	50デシベル

様式第 1 号（その 1）（第 2 条、第 4 条、第 5 条関係）

	※ 受 理 年月日		※ 受 理 番 号	
<p>風 俗 案 内 業 開 始 届 出 書</p> <p>福岡県風俗案内業の規制に関する条例（平成 2 4 年福岡県条例第 6 9 号）第 3 条第 1 項の規定により届出をします。</p> <p style="text-align: right;">年      月      日</p> <p>福岡県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者の氏名又は名称及び住所</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>				
（ふりがな） 氏名又は名称				
住 所	電話番号                      (              )			
生 年 月 日	年              月              日生			
そ法人 の代 表者 は	氏 名			
	住 所	電話番号                      (              )		
	生 年 月 日	年              月              日生		
風届 俗出 案に 内係 所	（ふりがな） 名              称			
	所 在 地	電話番号                      (              )		
管 理 者	（ふりがな） 氏 名			
	住 所	電話番号                      (              )		
	生 年 月 日	年              月              日生		
風 俗 案 内 の 内 容	接待風俗営業                      性風俗特殊営業                      の案内			
風俗案内業を開始しようとする年月日	年              月              日			

- 注 1 ※印欄には、記載しないこと。  
 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
 3 風俗案内の内容欄は、該当するものを○印で囲むこと。  
 4 法人にあっては、様式第 1 号（その 2）を添付すること。

様式第 1 号 (その 2) (第 2 条、第 4 条、第 5 条関係)

法 人 の 役 員	(ふりがな)	
	氏 名	.....
	及び生年月日	年 月 日生
	住 所	
	(ふりがな)	
	氏 名	.....
	及び生年月日	年 月 日生
	住 所	
	(ふりがな)	
	氏 名	.....
	及び生年月日	年 月 日生
	住 所	
	(ふりがな)	
	氏 名	.....
	及び生年月日	年 月 日生
	住 所	

## 様式第 2 号（第 3 条、第 5 条関係）

		※ 受 理 年月日		※ 受 理 番 号	
<p>廃 止 届 出 書</p> <p>福岡県風俗案内業の規制に関する条例（平成 2 4 年福岡県条例第 6 9 号）第 3 条第 2 項の規定により届出をします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>福岡県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者の氏名又は名称及び住所</p> <p style="text-align: right;">⑩</p>					
（ふりがな） 氏名又は名称		.....			
住 所		電話番号 ( )			
（ふりがな） 法人にあっては、 その代表者の氏名		.....			
廃止に係る風俗案内所	（ふりがな） 名 称	.....			
	所 在 地	電話番号 ( )			
廃 止 年 月 日		年 月 日			
風 俗 案 内 の 内 容		<input type="checkbox"/> 接待風俗営業 <input type="checkbox"/> 性風俗特殊営業 <input type="checkbox"/> の案内			
廃 止 の 理 由					

- 注 1 ※印欄には、記載しないこと。  
 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
 3 風俗案内の内容欄は、該当するものを○印で囲むこと。

様式第 3 号 (第 3 条 - 第 5 条 関 係)

	※ 受 理 年月日		※ 受 理 番 号	
<p>変 更 届 出 書</p> <p>福岡県風俗案内業の規制に関する条例（平成 2 4 年福岡県条例第 6 9 号）第 3 条第 2 項の規定により届出をします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>福岡県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者の氏名又は名称及び住所</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>				
(ふりがな) 氏名又は名称				
住 所	電話番号 ( )			
(ふりがな) 法人にあっては、 その代表者の氏名				
変更に係る 風俗案内所	(ふりがな) 名 称			
	所 在 地	電話番号 ( )		
変 更 年 月 日	年 月 日			
変 更 事 項	新		旧	
変 更 の 理 由				

- 注 1 ※印欄には、記載しないこと。  
 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
 3 所定の欄に記載することができない場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。



様式第 5 号（第 1 3 条関係）

第 号  
年 月 日

住所

氏名又は名称

殿

福岡県公安委員会 印

## 指示書

福岡県風俗案内業の規制に関する条例（平成 24 年福岡県条例第 69 号）第 15 条の規定により次のとおり指示する。

## 記

風俗案内所の名称	
風俗案内所の所在地	
風俗案内の内容	接待風俗営業                      性風俗特殊営業                      の案内
指 示 事 項	
履 行 期 間	
指 示 の 理 由	

注 風俗案内の内容欄は、該当するものを○印で囲むこと。

## (教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

(A 4)

様式第 6 号（第 1 4 条関係）

第 号

年 月 日

住所

氏名又は名称

殿

福岡県公安委員会 印

## 事業停止命令書

福岡県風俗案内業の規制に関する条例（平成 24 年福岡県条例第 69 号）第 16 条第 1 項の規定により次のとおり風俗案内業の停止を命ずる。

## 記

風俗案内所の名称	
風俗案内所の所在地	
風俗案内の内容	接待風俗営業 性風俗特殊営業 の案内
処分の内容	
処分の理由	

注 風俗案内の内容欄は、該当するものを○印で囲むこと。

## (教示)

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

(A 4)

様式第 7 号（第 1 4 条関係）

第 号  
年 月 日

住所

氏名又は名称 殿

福岡県公安委員会 印

事業廃止命令書

福岡県風俗案内業の規制に関する条例（平成 24 年福岡県条例第 69 号）第 16 条第 2 項の規定により次のとおり風俗案内業の廃止を命ずる。

記

風俗案内所の名称	
風俗案内所の所在地	
風俗案内の内容	接待風俗営業          性風俗特殊営業          の案内
処分の理由	

注 風俗案内の内容欄は、該当するものを○印で囲むこと。

（教示）

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に福岡県公安委員会に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することもできます。

なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てを行った後においては、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に提起することができます。

（A4）

(表)

様式第 8 号 (第 1 5 条関係)

第 号  
年 月 日

住所

氏名又は名称 殿

福岡県公安委員会 印

## 報告・資料提出要求書

福岡県風俗案内業の規制に関する条例(平成24年福岡県条例第69号)第18条第1項の規定により、次のとおり報告又は資料の提出を求めます。

## 記

報告又は資料の提出を求める理由	
報告又は資料の提出期限	年 月 日 まで
報告又は提出資料の内容	
備 考	

- 注 1 口頭による報告を求める場合は、備考欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。
- 2 所定の欄に記載することができない場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 報告又は資料の提出に際しての注意事項は、裏面のとおりとす。

(A 4)

(裏)

報告又は資料の提出に際しての注意事項

- 1 報告・資料提出書には、報告又は資料の提出の要求の通知の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに報告又は提出資料の内容を記載して提出してください。  
なお、口頭による報告を求められた場合で資料の提出を行わないときは、報告・資料提出書の提出は、必要ありません。
- 2 提出期限までに報告・資料提出書の提出がない場合（口頭による報告の場合は、出頭すべき期日に出頭しない場合）は、福岡県公安委員会は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 3 口頭による報告を求められた場合であって、あなたが病気その他やむを得ない理由があるときには、福岡県公安委員会に対し、報告日時等変更申出書により、報告の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 4 報告又は資料の提出に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、報告又は資料の提出の要求の通知の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に報告又は資料の提出に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を福岡県公安委員会に提出してください。
- 5 あなた又はあなたの代理人が、口頭による報告の期日に出頭する場合は、この報告・資料提出要求書を持参してください。

様式第 9 号（第 1 5 条関係）

福岡県公安委員会 殿

年 月 日

住所

氏名

㊟

報告・資料提出書

福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則（平成 25 年福岡県公安委員会規則第 1 号）第 1 5 条第 3 項の規定により、次のとおり提出します。

記

報告又は資料の提出 の要求の通知の 番号及び日付	第	号
	年	月 日
報告又は提出 資料の内容		
備 考		

注 所定の欄に記載することができない場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。

(A 4)

様式第 1 0 号 (第 1 6 条関係)

福岡県公安委員会 殿 年 月 日

住所

氏名 印

報告日時等変更申出書

福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則(平成25年福岡県公安委員会規則第1号)第16条第2項の規定により、次のとおり報告の日時又は場所の変更を申し出ます。

記

報告又は資料の提出の要求の通知の番号及び日付		第		号			
		年	月	日			
変 更 申 出 事 項	変更前	日時	年	月	日	時	分
		場所					
変更後	変更後	日時	年	月	日	時	分
		場所					
変更申出の理由							

注 所定の欄に記載することができない場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。

( A 4 )

様式第 1 1 号 (第 1 6 条関係)

第 号  
年 月 日

住所

氏名又は名称 殿

福岡県公安委員会 印

報告日時等決定通知書

福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則(平成25年福岡県公安委員会規則第1号)第16条第4項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

記

報告又は資料の提出の要求の通知の番号及び日付		第 号	
		年 月 日	
<input type="checkbox"/> 報告の日時又は場所の変更決定			
変 更 事 項	変更前	日時	年 月 日 時 分
		場所	
	変更後	日時	年 月 日 時 分
		場所	
<input type="checkbox"/> 報告の日時及び場所の不変更決定			
報告の日時及び場所を変更しない理由			

備考 該当する□を○印で囲むこと。

様式第 1 2 号 (第 1 7 条関係)

福岡県公安委員会 殿

年 月 日

住所

氏名

㊟

代理人選任届出書

福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則(平成25年福岡県公安委員会規則第1号)第17条第3項の規定により、次の者を代理人として選任し、報告又は資料の提出に関する一切の行為をすることを委任します。

記

報告又は資料の提出の要求の通知の番号及び日付	第 号
	年 月 日
代理人の住所	
(ふりがな) 代理人の氏名	
当事者との関係	

(A 4)

様式第13号（第17条関係）

福岡県公安委員会 殿

年 月 日

住所

氏名

㊟

## 代理人資格喪失届出書

福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則(平成25年福岡県公安委員会規則第1号)第17条第4項の規定により届け出ます。

## 記

報告又は資料の提出の要求の通知の番号及び日付	第 号
	年 月 日
代理人の住所	
(ふりがな) 代理人の氏名	

(A4)

様式第 1 4 号 (第 1 8 条関係)

(表)

	身 分 証 明 書	第 号
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">写 真</div>	階 級 等 氏 名	
<p>上記の者は、福岡県風俗案内業の規制に関する条例（平成 2 4 年福岡県条例第 6 9 号）第 1 8 条第 2 項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">福岡県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>		

(裏)

福岡県風俗案内業の規制に関する条例（抜粋）

(調査)

第 1 8 条 略

2 警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、風俗案内所に立ち入り、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

3 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

注 用紙の大きさは、縦 5 4 ミリメートル及び横 8 6 ミリメートルとする。

様式第 1 5 号 (第 2 1 条 関 係)

受領確認書

送達を受けるべき者 [ ]

に対する送達書類 [ ]

( 年 月 日 付 け、 第 号 ) については、

年 月 日 午 時 分に、私が確かに受領しました。

年 月 日

福岡県公安委員会 殿

住所

氏名 (印)

送達を受けるべき者との関係

**福岡県公安委員会告示第26号**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則（案）及び福岡県風俗案内業の規制に関する条例に基づく指示及び事業停止命令の基準（案）について、平成24年12月18日から平成25年1月17日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

平成25年2月19日

福岡県公安委員会

## 1 規則等の題名

- (1) 福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則（平成25年福岡県公安委員会規則第1号）
- (2) 福岡県風俗案内業の規制に関する条例に基づく指示及び事業停止命令の基準

## 2 規則の公布等の日

平成25年2月19日

## 3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったが、規則の様式の書式について一部変更の上、規則等を制定することとした。

## 4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。